

ドイツ・ヴィルヘルム時代の売買春撲滅闘争

— バーデン邦議会における管理売春制度をめぐる議論を例に —

水戸部 由 枝

〈論文要旨〉

本稿は、20世紀初頭にバーデン大公国の邦議会で行われた管理売春制度をめぐる論争から、政府、そして市民社会において、売買春と娼婦がどのように問題化されたのかについて考察したものである。その際手がかりにしたのは、市民団体や女性連盟から同議会に提出された公的娼家の閉鎖を求める請願書の内容と、それに対する請願書委員会・邦議会議員・政府の見解である。彼らは専門家の意見にもとづきながら、道德問題を公衆衛生という科学の問題へと転化させることによってそれぞれの立場を正当化し、娼婦を保護されるべき被害者としてよりも、性病を蔓延させ社会秩序を脅かす女性として、それゆえに市民社会が求める女性像とは一線を画する、社会から排除されるべき女性として理解した。さらに管理売春制度の支持者に至っては、道德と公衆衛生の改善を理由に管理売春制度を正当化するだけでなく、娼婦を管理売春制度にとって欠かせない存在として再び社会の中へ組み込んでいったのである。本稿では、バーデン邦議会の議事録をもとに、これらの点について論証した。

キーワード：ヴィルヘルム時代、バーデン大公国、売買春、管理売春制度、娼婦

はじめに

ヴィルヘルム時代(1890-1914)になると、急激に進んだ産業化と都市化によって人々の生活・労働スタイルが変化し、それにもない生じた出生率低下、乳児死亡率の上昇、売買春や産児制限の広がりなど「性」(性に関する考え方・性行動)に関わる事柄が、深刻な社会問題として認識されるようになった。政治家・教会関係者・医師・法律家・性科学者・社会改良家・女性解放運動家といった人たちの多くが、男女の「性」を専ら婚姻関係内に限定し、性的交渉を生殖と結びつけて考える市民的性道徳にもとづきながら、これら「性」に関する事柄を社会問題化していったのである⁽¹⁾。

人々の売買春への問題関心が高まる大きなきっかけとなったのは、1891年に起こったレックス・ハインツェ事件であった。強盗殺人を起こしたハインツェ夫妻が、売春斡旋業者と売春規定に反した廉で過去44回有罪判決を受けていた娼婦であったこと、この事件を知った皇帝自らが、娼婦と売春斡旋業者に対する法的処罰をより厳しくするよう政府に強く要請したことにより、ハインツェ事件は大センセーションを巻き起こすことになった⁽²⁾。この事件をきっかけに、1892年から1900年にかけて、帝国議会では大規模な法律改定案が提出され、その後、売春に対する刑罰だけでなく、風紀警察による監視・追跡も強化されるようになっていく⁽³⁾。

こうして売買春が社会問題として人々に認識されていくなか、ひと際問題視されたのが、管理売春制度(Reglementierungssystem)である。管理売春制度とは、公衆衛生(とりわけ性病の広がり)と社会秩序の維持を理由に一部の女性たちに売春行為を公認すること、他方で、娼婦たちの健康・生活を徹底的に管理することにより、売買春がもたらす社会的被害を最小限に抑えようとする政策を意味するが、それは婚姻外の性的交渉である点で、しか

も金銭的な取引によって成立するにもかかわらず合法とされていた点で、市民的性道徳に反するものであった。それゆえ市民社会では管理売春制度の廃止をめぐるさまざまな議論が繰り広げられたのである。

この管理売春制度に関する研究には、史料的制約がともなうにもかかわらず⁽⁴⁾、これまで重要な研究がなされてきた。ヴィルヘルム時代の売買春研究の先駆者である R.シュルテは、近代的売買春スタイルと売買春の責任を娼婦にのみ帰する二重道徳的な市民的性道徳との間には密接な関係があることを⁽⁵⁾、そして同じくイギリスの歴史家 R. J.エヴァンズも、二重道徳の背後には、一夫一婦制に基づく結婚と家族をもっとも理想とする市民的性道徳が存在することを指摘している⁽⁶⁾。この二重道徳的な市民的性道徳については、ミュンヘンの売買春状況に関して詳細な研究を行なった S.クラフトがさらに踏み込んだ議論を展開している。彼女は、売買春は家父長的社会の象徴であることを強調すると共に、市民的性道徳により女性が規律ある女性と公序良俗を乱す無規律な娼婦とに二分化されたこと、また、娼婦は非道徳的と理解されていたにもかかわらず、管理売春制度にとって欠かせない存在とみなされたという矛盾が、娼婦たちのみを対象に、衛生上の管理、風紀警察による追跡、法的処罰、誤りを正す、烙印を押すといった状況を生み出したと指摘する⁽⁷⁾。さらに P.シュマックプフェッファーは、この二重道徳的な見方は、娼婦に限らず、市民的既婚女性をも含む全ての女性に悪影響を与えたと主張する。たとえば性病感染という危険は「夫婦の寝室」にまでおよび、また同伴者のいない女性たちは、誤って娼婦として嫌疑をかけられた場合、捕らえられ、強制的に検査されることになったのである⁽⁸⁾。

このように売買春が二重道徳の上に成り立つことを明らかにするだけでなく、売買春の問題化を社会国家形成の一環として捉えたのが川越修氏である。家族や「性」というもっとも私的な生命活動が国家・社会によって管理されていくプロセスについて考究する川越氏は⁽⁹⁾、性病撲滅運動にみられた四つ

のタイプの言説、すなわち医師の権限を強化するような管理売春制度を試みる新管理論、「国家による売春管理」の撤廃を求める廃娼論、管理にかわる新しいシステムを模索する反管理論、売春問題の解決を「倫理の向上」に求める道德論の内容を分析することにより、当時の管理売春制度改革への取り組みについて明らかにした⁽¹⁰⁾。またドイツ廃娼運動、売買春の実態、管理売春制度に関する研究としては、原田一美氏のものがあげられよう。労働者層・下層の人たちと市民層の人たちとの間では売買春についての見解が異なっており、市民層の人たちにより、売買春が実情よりも過剰に問題化される傾向にあったという氏の指摘は、当時の市民社会について理解するうえで重要である⁽¹¹⁾。

さいごに売買春のしくみについて多様な角度から考察することの必要性を主張するフランスの社会史家 A. コルバンの研究を紹介したい。売買春を道德・出産奨励・衛生学のみならず、欲望・快楽・満たされぬ性という角度からも分析する氏は⁽¹²⁾、管理売春制度の合理性という面だけではなく、それが管理・孤独・監視・更生という面で娼婦におよぼした影響について明らかにした。またなぜこの時代に管理売春制度の見直しが図られたのかという問いについては、近代化により娼婦のイメージ——たとえばアルコール・梅毒・結核・ヒステリックな振る舞い・精神障害などと娼婦が結びつけて考えられた——、売春のやり方、娼婦たちに対する不安が新たに作り変えられたことにその要因がある、とコルバンは分析している⁽¹³⁾。

本稿では、これらの先行研究をふまえながら、当時ドイツでもっともリベラルな地域の一つであり、売買春に関する研究がこれまで本格的にはなされてこなかったバーデン大公国をとりあげる。バーデン邦議会で展開された公的娼家の閉鎖をめぐる議論から、娼婦・売買春・管理売春制度は市民社会そして政府にとってどのような理由から問題、あるいは必要と考えられたのかについて明らかにしていく。

1. ヴィルヘルム時代の売買春状況⁽¹⁴⁾

ヴィルヘルム時代、売買春はどのように考えられていたのだろうか。たとえば1908年版の『ブロックハウス百科事典』によると売買春は、社会道徳・公衆衛生を脅かすという理由から問題化され、そのような危害をもたらす主なる根源は娼婦にあると説明されている⁽¹⁵⁾。このように売買春の責任を女性の側にすべて還元する見方は、1876年2月26日のドイツ帝国刑法の改正以降、強まる傾向にあった。つまり、売買春が刑法180条によって禁止されているにもかかわらず、刑法361条第6項によって風紀警察の取り締まり下にある売買春が合法化されて以来⁽¹⁶⁾、娼婦に対する管理を強化することにより売買春の広がりを阻止しようとする政策が一般化したのである。この管理売春を合法とする法律は、1927年の性病撲滅法の発令まで維持されることとなった。

管理売春制度には大きく分けて二つの方法が存在した。一つは、ボルデリールング (Bordellierung) で、娼婦は風紀警察により認可・監視された娼家に住まなければならなかった。このシステムのもと、娼婦に登録を強制していた代表的都市がハンブルクであり、登録を個人の自発性に任せていたのがシュトゥットガルトである。もう一つはカゼルニールング (Kasernierung) で、娼婦は仲介者を通さずに個人的にある指定された地域や通りに住まわされ、隔離された。その際、登録を強制的に義務づけていたのがベルリンであり、自発的な登録を条件に売春が認可されたのが、ミュンヘン、そしてバーデン大公国であった⁽¹⁷⁾。このような住居制限に加え、娼婦たちは簡素な服装、特定の通り・場所への立ち入り禁止、定期的な性病検査など、私生活においても厳しく管理された。そのためほとんどの娼婦たちは、当局が公認する娼婦としてではなく、個人的にお客を勧誘して売春行為を行なう街娼・もぐり

の娼婦として生きる道を選択したのである。

実際、世紀末のドイツに10～20万人、第一次世界大戦の直前には33～150万人存在していたといわれる娼婦の総数と比較すると、管理売春婦が全体に占める割合は1パーセントにも満たなかった⁽¹⁸⁾。つまり、売買春問題を管理売春制度によって解決することは難しく、それどころか娼婦の生活を完全に監視・管理しようとする同制度の存在により、娼婦は秩序や衛生面において好ましくない女性というイメージがかき立てられ、また売買春の責任やそれが導く結果が娼婦のみに負わされることから、二重道徳が再生産されてしまうのである。そんななか、専門家の間では、「売春は必要なしには成立し得ない」という認識のもと、需要と供給の両側から売買春の原因を分析する傾向もみられた。例えばA.ブラシュコは、需要面での要因として、性的に成熟していながら独身でいる人たち、観光客の著しい往来、軍隊駐屯地、大学という環境が婚姻外の性的交渉への欲求を促進していること、また供給面では、女中・女給・女性労働者たちの収入の低さや失業が「暫定的な」売春を促進していると指摘している⁽¹⁹⁾。

この売春による収入についてだが、娼婦として働くことが必ずしも貧困からの脱却を意味していなかったことを、ここで断っておきたい。確かに、未経験の少女、中・高年の女性という最も低いランクに位置する娼婦でも、顧客あたり1～2マルク——これは女性労働者の日給以上である——稼ぐことが可能であったといわれる⁽²⁰⁾。しかしながら、道徳的・衛生的な墮落者として烙印を押された娼婦たちは、相場よりも高額な家賃を請求されたり、売春斡旋業者から収入の約1/3を請求されたり——それにより仲介者・斡旋業者の月収は200～300マルクにも達していた——、また管理売春婦として公的娼家で働く場合は、収入の1/3から1/2を賄い・家賃代として経営者に支払わなければならなかった。アルトナの最も安い娼家では、週に75マルク、ドレスデンでは100マルク⁽²¹⁾、そしてバーデン大公国では、娼家の経

営者に一旦すべての稼ぎを渡し、賄い・家賃代として一日あたり 12 マルク（年間 4,380 マルク、女性労働者の年収の 8 倍相当）を差し引いた額を娼婦が受け取るというシステムが全域で導入されていた⁽²²⁾。まるでバーデン政府が売春の仲介者であるとも解釈できるような状況が存在していたのである。これらの出費の他に衣服・化粧品・アクセサリー代が加算されることを考えると、たいていの娼婦たちは、経済的にも大変厳しい状況の下で生活していたことが予想されよう。

他方、このように娼婦たちが搾取されていたのとは対照的に、売春産業は莫大な利益を生み出していた。バーデン邦議会での報告によると、たとえば娼家という固定資本の利息は年間 16% に達し、1903 年に市参事会が 26,000 マルクと見積もったカールスルーエの公的娼家は 130,000 マルクで売却されている⁽²³⁾。また P.カムプフマイヤーは、家主、ウェイター、美容師、婦人帽・洋服の仕立て工など売春事業に直接あるいは間接的に関与したすべての産業とアルコール・娯楽産業の利益の総計は、年間 3～5 億マルクに達すると見積もっている。彼の見解によれば、売春はまさに「我々の経済生活のあらゆる領域を暴力的に支配する巨大権力」であった⁽²⁴⁾。こうして売春は一大産業としての地位を確立し、その規模はさらに拡大かつ複雑化していったのである⁽²⁵⁾。

このような売買春の社会的広がりに対し、どのような対策が求められたのだろうか。次章では、バーデン邦議会の請願書委員会に提出された公的娼家の閉鎖を求める請願書を手がかりに、この点について考察してみたい。

2. 公的娼家の閉鎖を求める請願書

バーデン大公国では刑法 361 条第 6 項の公布以降、娼婦が地方警察への登録義務、定期的な健康診断、決められた通り・場所で生活するという条件を

満たしている場合のみ、売春行為が認可されてきた⁽²⁶⁾。このような規定に対しバーデンの売買春撲滅運動は、売買春の責任を一方的に女性に還元しようとする二重道徳を批判し、管理売春制度の全面的撤廃を要求した廃娼運動ではなく⁽²⁷⁾、市民的女性諸団体と地域の様々な市民団体とが協力して請願書を提出するという方法で行なわれている⁽²⁸⁾。

まず1903/4年、カゼルニールングの撤廃を求める請願書がマンハイムとハイデルベルクからバーデン邦議会の請願書委員会宛に提出された。マンハイムにあるネッカー郊外の公共福祉連盟 (Gemeinnütziger Verein) からの請願書は、①市街地の E6 と F7 にある娼婦たちの住居の撤廃、②フリードリッヒフェルダール通りにある公的娼家の閉鎖、③娼婦に対する管理の強化、④市街地にある娼婦たちの全住居をネッカー郊外の売春通り 18 番通りと 19 番通りへ移動させない、というように娼婦の受け入れを全面的に拒否する内容であった。貧しい人たちが密集しているネッカー郊外に娼婦たちが集中することにより、道徳・衛生面での影響、そして地価の下落という経済的損害を被ることになる周辺の住民たちは、社会改革を目的とする諸団体と結束して、この人間社会の「汚点」を市区から遠ざけるよう請願したのである⁽²⁹⁾。この請願書は、内容がマンハイム市に限定されていたこと、管理売春制度そのものの撤廃を要請していなかったことから、下院議会は同請願書を1904年に「好ましい (empfehlend)」という所見を添えて政府に付託している。その後、マンハイムから管理売春制度の撤廃を求める請願書が提出された形跡はない。

しかしバーデン随一の産業都市へと成長し、多くの男性労働者、外国人労働者が移住してきたマンハイム市では、1890年から1910年にかけて人口が112,550人から225,490人へと約2倍も急増しており⁽³⁰⁾、これにともなう売買春のさらなる広がりが予想される⁽³¹⁾。それを裏付けする史料としては完全ではないが、逮捕された娼婦の数はその一つの指針となりえよう。たとえば

同市における 1905 年の逮捕者数は 394 人で、それはバーデン全体の逮捕者数 890 人の約 44%（前年は約 50%）に相当する。また同年の公娼数も 192 人（バーデン全体の約 32%）とバーデンで一番多い⁽³²⁾。このようにマンハイムにおける売買春問題は、バーデンでもっとも深刻であったと考えられる。それにもかかわらず、廃娼運動どころか、請願書による運動も展開されなかった。その理由はなぜか。その一つとして、同市の市民的女性解放運動の保守性があげられるだろう。というのは、バーデンにおける女性連盟の中心地であるマンハイムの市民的女性解放運動は、大公妃ルイゼが代表を務めるバーデン女性連盟との協力、さらには政府との協力関係を強く意識しながら活動するという、いわばバーデン特有の方法で行なわれていた。また、女性解放運動の指導者が国民自由党の代議士 E.バッサーマンの妻 J.バッサーマンであったこと、また夫の強い要請により招聘された O.ベックが 1891 年から 1908 年まで上級市長であったという事情から判断しても、政府の方針に抵抗するような女性解放運動は展開しづらい状況にあったことが予想される⁽³³⁾。

他方ハイデルベルクの諸市民団体は、1901 年にヤコブ通りの公的娼家が閉鎖された翌年にシュバイヤー・ラント通りに 2 件の娼家を建設した政府に対して、1904 年と 1908 年に——その間請願書は、バーデンのどの都市からも提出されていない——請願書を提出している。その請願書において、政府が如何なる売買春行為も公認しないよう、とりわけ娼家と街娼の存在を警察が黙認しないよう強く要請されると共に、次のような理由から、同制度の廃止が求められた。①刑法 361 条第 6 項と刑法 180 条の矛盾、②学生の間での性病の広がり、③道徳的な墮落、④経済的搾取、⑤娼家の経営と婦女売買との深いつながり、⑥街娼の増加、⑦衛生管理の不十分さ、⑧公的娼家ならば安全という誤った見解の広がりとそれによって促進される娼家の利用頻度。そして請願書では、マンハイムの場合と異なり、バーデン全域で管理売春制度を廃止せよという要求が掲げられ、売買春に対する処置として以下のよう

な提案がなされている。①若者たちの保護と警察規定の強化、②風紀警察に女性を起用すること、③少女のための保護施設の建設（ここまでは1904年の請願書の内容）、④1906年に公布されたデンマーク法の導入⁽³⁴⁾、⑤女性運動家をはじめさまざまな立場の人たちによって構成される専門委員会の設立⁽³⁵⁾。この27の連盟（その内女性連盟は9、延べ会員数2,326人以上）と281人の個人署名によって作成された請願書の内容は、その後1909年にフライブルク、カールスルーエから提出される請願書の模範となった。

フライブルクの請願書は、同市が多くの学生を抱える中都市であり、公的娼家が存在しなくても警察が娼婦を十分管理できるという理由から、1908年にホッホベルク通りの娼家が閉鎖された後は警察当局が別の場所に公的娼家を建設することのないよう強く要請する内容であった⁽³⁶⁾。同市の請願書には、60の連盟（その内12が女性連盟、延べ会員数14,918人以上）と82人の署名が集められており、この規模の大きさは、フライブルク市全体で売春撲滅への関心が高く、組織的な運動が展開されていたことを示している。注目すべきは、署名した12の女性連盟のうちにバーデン女性連盟（BFV）系のフライブルク女性連盟が含まれていることである⁽³⁷⁾。BFVの方針は、バーデン大公妃ルイゼの同意のもと、BFVの中央委員会で決定されることになっていた。そして政府との協力関係を重視するがゆえに、政治的・法的な問題には可能な限り関わらないように努めてきたBFVの中央委員会は、この請願書に署名しないことをすでに決定していた。それにもかかわらずフライブルク女性連盟は、同市の宗教・職業関連の民間団体そして女性連盟との協力を優先して、公的娼家の閉鎖、街娼への厳しい訴追と処罰、娼婦たちの道徳心の向上と医師たちに対する報告義務などの政治的な要求を行なったのである⁽³⁸⁾。この異例の事態は、フライブルクの女性連盟がマンハイムのそれとは対照的に、管理売春制度の撤廃運動に積極的に関与していたことを裏付ける1つの証拠として理解されえらるう。

その直後、39の連盟（うち、5つの女性連盟と延べ会員数4,100人以上の会員）と104の個人署名による請願書が邦都カールスルーエから提出された。同市では1875年から1897年まで、登録娼婦たちは4つの通り、すなわちファザーネン通り、ドゥルラッヒャートゥア通り、ブルンネン通り、クライネ・シュピータル通りからなるデュルフレという売春地区にのみ居住することが許可されていた。しかし1897/98年になると、クライネ・シュピータル通りにある娼家を市の郊外へ移動させるよう求める声が付近の住民から寄せられるようになる。というのは、この通りの交通量はそれほど多くなかったが、その近くには毎日何百人という子供・学生たちが通学のために利用するマルクグラフェン通りがあり、彼らは、クライネ・シュピータル通りで行なわれていることに注意を向けるばかりか、好奇心から自ら利用するようになったのである。この事態をふまえてカールスルーエの請願書は、公的娼家とその周辺の人たちにおよぼす悪影響についてふれ、また公的娼家に娼婦を収容したところで、性病感染を予防する手段とはならず、性病の広がり、むしろ刑法361条第6項の撤廃、医師たちの届出義務、性病撲滅に適した処置、娼婦たちの道徳的・社会的改善と救済を通じて阻止されるべきであると強く訴えたのである⁽³⁹⁾。

以上のように、管理売春制度は地域と密接に関係する深刻な問題であった。それゆえ、地域の住民たちにとっては、売買春の原因究明あるいは娼婦の保護よりも、まずは自分たちの生活環境を改善することの方が先決であった。つまり彼らにとって娼婦は被害者ではなく、単に自分たちの生活を脅かす存在でしかなかった。それゆえどの請願書においても、管理売春制度が含む二重道徳に対する批判よりも、同制度が公衆衛生・社会道徳に悪影響をおよぼすことの方が強調され、娼婦を厳格に管理することが強く求められていった。つまり請願書に署名した人たちは、市民的性道徳・市民的な生活環境を確保するために娼婦たちを更生・隠蔽あるいは社会から排除しようとしたのであ

る。そこには売買春は市民社会が生み出した産物であるにもかかわらず、売買春をまるで市民社会と無縁であるかのように理解する彼らの姿が写し出されよう。このような請願書による売春撲滅運動に対して、バーデン邦議会、政府はどのように対応したのだろうか。

3. 請願書に対する請願書委員会と政府の立場

政府と管区医官は、次のような事例を出しながら一貫して管理売春制度の必要性を訴え続けた。たとえばハイデルベルクでは、1901年4月から翌年4月までの公的娼家が閉鎖されている間、管理売春婦がほとんど存在しない状況であった。このため街娼が増加し、娼婦の逮捕者数は、1900年に43人だったのが1901年には114人へと急増したのである⁽⁴⁰⁾。また同じような現象をフライブルクでも確認できたと彼らは説明している。1908年4月にホッホベルク通りの公的娼家が閉鎖されたことにより、同年4月15日から1909年4月15日までの1年間で逮捕者は60人から121人へと上昇したのである。さらにフライブルクの管区医官による「衛生面における娼婦の監視について」という報告では、1908年の娼婦の性病罹患率は37%であったのに対し、1909年の第1四半期には44%へと急増し、ここ11年間で見られなかったほど多くの者が梅毒に感染していることが確認されたと記述されている⁽⁴¹⁾。バーデンの皮膚科専門医であるフライブルク大学病院のE.ヤコービ教授によると、同病院では1907年の下半期、男性性病者39人のうち新規の梅毒患者は11人であったのに対し、1908年下半期では、38人のうち24人が新規の梅毒患者であった。また同病院において、1907年7月から12月までの間に女性の性病者数は80人、そのうち17人が梅毒を罹っていたのに対し、1908年の下半期では、48人のうち29人が梅毒に感染しており、その殆どが新規の患者であった⁽⁴²⁾。このように政府は、性病者数そのものは全体的に減少

していることには言及せず、公的娼家の撤廃が街娼の増加・梅毒の蔓延の主要因であることを、専門家たちの見解と彼らが作成した統計資料を使って立証しようと試みたのである。

このような管理売春制度を擁護する政府・専門家の見解に、1904年の時点では同調していたバーデン下院議会の請願書委員会は⁽⁴³⁾、徐々にハイデルベルクからの請願書の内容に理解を示す傾向を強めていった。1908年以降の邦議会の議事録からは、同委員会がハイデルベルクからの請願書の内容に賛同するばかりか、管理売春制度を撤廃するために積極的に取り組もうとする姿勢をも窺うことができる。同委員会は問題の本質を明らかにするために、「需要なしに娼婦は存在し得ない」をモットーに、売買春のメカニズムを需要と供給の双方から分析する。請願書委員会は、需要側では経済的苦境、大学教育と駐屯地での勤務、商人たちの頻繁な出張、それ以外にも社会環境の問題として、劣悪な住宅事情、アルコール中毒、俗悪で猥褻な本とボルノ商品の蔓延が買春の要因であり、また供給側では、突然の解雇と長期的な不景気による失業、補助店員・女給・女中など非自立的な女性職の存在が売春の要因であると分析している。そして同委員会は、売春問題を解決するために、①学校ではなく両親・家庭医による若者への性教育、②宗教的・道徳的に安定した人格形成、③失業保障の拡大、④適切な雇用政策、⑤施設の設定、⑥売春の増加と婦女売買との関連性を明らかにすること、⑦婚外子の社会的立場の改善、⑧職業をもつすべての女性たちに婚外子の後見を認めること、⑨女性警察補助官の採用を提案したのである⁽⁴⁴⁾。

他方、委員会は管理売春制度についても、そのプラス面とマイナス面の両方を明確にしている。まずプラス面としては、①管理売春婦たちに対する監視、②管理売春婦たちへの定期的な健康診断・性病検査の実施、③警察当局による娼婦の雇い主と売春経営に対する圧力、④管理売春婦の存在の隠蔽、⑤一般の女性たちが街頭で受ける被害の回避、またマイナス面としては、

①公的娼家とその周辺の地区全体におよぼす損害、②特に未成年の男性が被る倫理的な被害、③娼家は性病感染から保護されているという誤った見解の広がり、④若者の好奇心を助長するなどをあげている⁽⁴⁵⁾。そして最終的に同委員会は公的娼家の閉鎖に同意し、請願書の要求は「好ましい」という所見を添えて大公国政府に付託した。それと共に、この申請にもかかわらずカゼルニールングが維持される場合には、人口密度が高く、交通量が多い市街区ではなく、近隣の人たちに対する道徳的・経済的悪影響をもっとも緩和できる郊外に移転すべきであるとの見解を示したのである⁽⁴⁶⁾。

このように請願書委員会は、管理売春制度について客観的に分析し、売春が生じる要因についても究明していた。しかしその一方で請願書委員会もまた、請願書を作成した市民的女性団体を含める市民団体と同様、娼婦を居住区から追い払うことにより問題を解決しようとしたのである。このように議会の一部である請願書委員会と市民団体が一体となって、市民社会に相応しい女性とそうでない女性とを区分し、後者を市民社会から排除することにより健全な生活環境を確保しようとするもののなかに、当時の市民社会の一つの特徴を窺えるであろう。

4. バーデン邦議会における管理売春制度をめぐる議論

続いて、請願書委員会からの報告にもとづいて行なわれたバーデン邦議会での管理売春制度をめぐる議論をみてみよう。1910年5月7日の上院議会において、請願書委員会の報告官で大公国の宗務局員（Kirchenrat）であるエルンスト・トレルチ教授は、管理売春制度により売買春問題すべてが解決されるならば必要な制度であるかもしれない。しかし実際そのような方法では、性病、街頭やもぐりで行なわれる売買春取り引き、婦女売買の問題は解決されないばかりか、経済問題を引き起こすことになること、政府は統計

資料を引き合いに出すが、専門家ばかりが正しい判断をするわけではなく、また統計数字そのものの信憑性にも問題があることを指摘している⁽⁴⁷⁾。請願書、請願書委員会、邦議会議員、政府が共通して、それぞれの立場にとって都合のよい専門家（主に医師・科学者）の意見、あるいは統計資料をもち出すことで自分たちの立場を正当化しようとしたことに対して、トレルチが科学性を装った議論が横行する事態に警鐘を鳴らし、道徳に関わる問題について「科学」を恣意的に利用することを批判したことは、注目すべき点である。

同じく請願書委員会の立場に同意したカトリック司教のシュミットヘナーは、管理売春制度がおよぼす悪影響として、娼婦には毎月25～30マルクの診察料と、年間4,380マルクの家賃・賄い料を娼家の持ち主に支払わなければならないという売春する側の問題、公的娼家は性病感染から保護された場所という錯覚を若者たちに与え、彼らが安心して利用するという買春する側の問題、さらには、売買春が一大産業化した背景に娼婦に対する搾取が存在すること、婦女売買が拡大した結果、現在娼婦の1/3～2/3を外国人が占めていること、また、公的娼家の黙認と斡旋業者に対する処罰との間の道徳的矛盾を指摘する⁽⁴⁸⁾。トレルチとシュミットヘナーは共に、娼婦あるいは女性の立場を考慮すると共に、管理売春制度の問題を多面的に取り上げることの必要性を強調したといえよう。

それに対しハイデルベルクのヴィルケンズ市長は、娼婦が街中に分散して居住すること、夜街娼が街を放浪することを考えると、カゼルニールングはささやかな悪であり、むしろこの制度の撤廃は、衛生的・道徳的危機を高める結果を導くと忠告した。そして彼は、警察によって娼家経営が厳しく監視されるならば、娼婦への搾取と婦女売買は回避されえるとし、また男女の若者たちの道徳感情・義務感・責任感、国民全体の道徳が向上することにより、売買春問題は改善されると力説したのである⁽⁴⁹⁾。同じく公的娼家の閉鎖を徹底的に拒否したのは、内務省のボードマン男爵である。マンハイムとハイデ

ルベルクで警察当局の上級公務員を経験した彼は、公的娼家の閉鎖が導く衛生的危険について指摘した。ボードマンは、男性たちが売春を通じて性病に感染した場合、性病は当事者だけでなく、家族そして生まれてくる子供にまで危険がおよぶという理由から、公的娼家の必要性を訴える一方、警察当局は、管理売春婦以上に危険をもたらす街娼・もぐりの娼婦を風紀検査・医学的検査を通じて徹底的に取り締まるよう強く求めたのである⁽⁵⁰⁾。

フライブルクのヴィンテラー市長もまた、売買春により生じる健康的被害は、家族全体、さらには次世代へも悪影響をおよぼすことを強調し⁽⁵¹⁾、両者は共にヴィルケズ市長の意見に賛同した。このようにボードマン男爵、ヴィルケズ市長、ヴィンテラー市長は共通して、売買春によって生じる道徳・衛生問題の原因を娼婦に帰し、家族問題と関連させながら娼婦たちへの生活・衛生管理の強化を求める一方、社会秩序と公衆衛生を維持するためには、公的娼家とそこで働く管理売春婦が必要不可欠であると主張したのである。言い換えれば、それは、二重道徳は男性にとって道徳的に何ら悪ではないと公言するに等しかった。

これらの見解をふまえてトレルチ教授は最後に、ハイデルベルク、フライブルク、カールスルーエからの請願書の内容は、売買春が女性と娼家の近隣に住む住人におよぼす悪影響、そして性病の広がりという重大な社会的危機をもたらすことを客観的に説明したものであると再度評価し、請願書委員会としては請願書の基本方針、すなわち売買春という重要な問題は、衛生的なそして警察というテクニカルな見地からだけでは十分に解決されえないという方針を支持すると明言した。その際、彼はチューリヒの例を引用して、1897年7月以降公的娼家を完全に閉鎖したチューリヒでは、同年風紀法に公的娼家の撤廃を導入するか否かの採決を行なった際、236人のうち198人の医師がそれに同意しており、このことは、理論家だけでなく医師という実践的な人たちも、公的娼家では売買春問題の解決につながらないと考えてい

る証である、と指摘したのである。しかしながら彼の見解に反して上院議会は、請願書委員会の申請を却下し、公的娼家の必要性を訴えたヴィルケンズ上級市長の申請のみを「閲覧」として政府に付託した。最終的に政府は同案を承認している⁽⁵²⁾。

また同年7月7日の下院議会では⁽⁵³⁾、まず請願書委員会の報告者として中央党のシュミット代議士が、カゼルニールグには、娼婦の存在を隠蔽できる、彼女たちを定期的に検診できるなどの利点がある反面、娼婦たちが雇業者によって完全に奴隷化され、辱められ、別の人生を選択する道が阻まれる、婦女売買が行われるなどのマイナス効果があると述べ、それらの理由から請願書委員会は、バーデン大公国における公的娼家はすべて撤廃されなければならないとの結論に至ったと報告した⁽⁵⁴⁾。また売買春問題への女性の働きかけに大きな期待を寄せていた彼は、女性側の意見をも反映できるような専門家委員会を設立し、そこで管理売春制度に関する問題が提起・議論することが重要であると指摘した。そして女性解放運動がこの問題に熱心に取り組んでいること、すべての女性たちが自分たちの同胞を悲惨な生活環境から救おうとしていることは、近代的発展の喜ばしい兆候であると述べたのである⁽⁵⁵⁾。

次に、上院議会でも発言している内務省のボードマン男爵の娼婦に対する批判の内容を取り上げてみよう。彼は請願書委員会が、①娼婦の奴隷化、②娼婦への辱め、③秩序ある生活へ戻ることの困難さを管理売春制度の欠点として挙げたのに対し、次のように反論する、①常に自由に娼家から出て行ける状況にあり、警察へも通報できるのだから娼婦の奴隷化は起こりえない、②尊厳が剥奪されるというが、賃金娼婦(Lohndirne)となった時点で、すでに自らを辱めている、③秩序ある生活へ戻るかどうかは娼婦の自由である。それを阻むのは、他の事情ではなく少女の気質・本能によるもので、それゆえたいの少女たちは、秩序ある生活に戻れないのである⁽⁵⁶⁾。彼は、外的要因によって女性が娼婦へと貶められ・搾取される過程を一切無視し、娼婦

とは生まれつき性的に墮落した女性になるべくしてなったものという解釈のもと、売買春の責任を娼婦へすべて転嫁した。そしてこのような見解をもとに、ボードマン男爵は、婦女売買を行なっている娼家はドイツには存在しないと断定するまでに至った。彼にとって娼婦とは、公共の秩序を破壊する存在以外の何者でもなかった。それゆえ、娼婦が子供や売買春とは関わりをもたない人たちに害をもたらさないために、彼女たちを決められた場所や公的娼家に隔離するよう求めたのである。

それに対しバーデンの女性連盟の活動に積極的に関わってきた社会民主党のL.フランク議員は、売買春問題の解決には、社会全体の本格的・抜本的な改良が必須であることを強く訴え、請願書委員会が売買春問題に関連して指摘した問題、すなわち劣悪な住宅事情、アルコール中毒と売春との関連性、失業保険、住居の調査、教育問題、俗悪本の蔓延という問題に取り組む必要があると指摘した。また、社会民主党全体が、娼婦の確保のために婦女売買を助長しかねない管理売春制度に反対していることを強調しつつ、この売買春問題を階級闘争の問題へと還元したのである。多くの市民層の政治家たちが、この制度を支持する、あるいは娼家を利用するなど、何らかの形で売買春に関わっている場合、売買春問題は市民社会では解決しえない問題であること、また、カゼルニールングが近隣におよぼす悪影響を考慮した場合、公的娼家を別の場所に移動したところで、その土地で新たに深刻な物質的・道徳的損害が生じるにすぎないこと、いずれその場所は、売買春を目的に都市部とその周辺から訪れる者たちにより売買春区域というレッテルが張られ、その結果、この区域での労働を回避する、一般の家屋の家賃・家屋価格の永続的な下落、家屋の借り手が見つからないなどの深刻な経済的損害が生み出されることを強調した。またボードマン男爵に対しては、彼がカールスルーエの地方自治体の代表であった時期、売買春通りの建設とカールスルーエの公的娼家の整備に関わっていたことを指摘し、それゆえ彼が管理売春制度に

対して肯定的になるのは当然であることを示唆した。この発言に対してボードマン男爵は、公的娼家の撤廃以降、性病の蔓延・街娼の増加が顕著であったとの理由を盾に、管理売春制度の正当性を再度強調したのである⁽⁵⁷⁾。

その他、請願書委員会の方針に賛同したのは、国民自由主義党のレーブマン議員であった。彼は、売買春問題の解決には売春という「私的」な領域へ介入することが不可欠であり、その任務を担えるのは、国家権力・警察ではなく、娼婦の相談に応じて援助できる女性であると主張した。彼は、このように私的領域の専門家としての女性の働きに期待をかける一方、心身を鍛えることと教育によって貞節が維持されることが、売買春の予防策としてもっとも効果的な方法の1つであると指摘した⁽⁵⁸⁾。また保守党のギーリッヒ議員は、同じく家庭・学校・教会での教育、娼家に対する法的保護の廃止の必要性を訴えると共に、買い手のない所で商売は成り立たないという認識のもと、婦女売買と売春の間の密接なつながりを断ち切る意味でも、請願書委員会の決議を受け入れるよう、説得を試みた⁽⁵⁹⁾。そして最終的に下院においては、請願書委員会の提案は可決されるに至ったのである⁽⁶⁰⁾。しかしながらヴィルヘルム時代のバーデン政府は、少なくとも1914年までは一貫して、管理売春制度を廃止しようとはしなかった。政府は統計資料と専門家の所見を引用しながら、衛生・公的秩序・公序良俗にとって管理売春制度が重要であること、また政府の方針が刑法361条第6項により合法であることを主張し続けたのである⁽⁶¹⁾。

おわりに

「国家や教会の権威者たちは、道徳とは何であるかを定義する権限を持つことによって、みずからの権力を守ろうとした」と、J.シュレーアは指摘する⁽⁶¹⁾。管理売春制度をめぐる議論は、道徳が自明のものではなく、何が「道

德的」で、何が「不道德」であるのかを判定する基準が、公益に応じて変化することを明らかにした。その顕著な例が、管理売春制度を合法化した刑法361条第6項である。この法律が制定されると、政府はこの条項を盾に、管理売春制度を保持することの重要性を訴え続け、そして政府の方針にもとづきながら、風紀警察は娼婦を監視・管理し、違反行為を厳しく取り締まった。この警察の活動を通じて、政府の方針は社会的に一層正当化されるようになり、それと同時に娼婦は一層虐げられていくこととなった。というのは、売春を仕事として公認する一方で、娼婦を管理・統制しようとする管理売春制度は、売春の責任を娼婦のみに帰着せしめるような見方を広く社会に定着することに寄与したからである。

このようなメカニズムをもつ管理売春制度に対し、市民社会においてこの制度を撤廃しようとする運動が展開された。当時ドイツでもっともリベラルな地域であり、政府・地方自治体・女性解放運動との間で協力関係が成立していたバーデン大公国では、管理売春制度の撤廃運動は廃娼運動というスタイルではなく、市民的な女性諸団体と社会改革をめざす地域の諸団体などの協力のもと、邦議会で請願書を提出するというスタイルで行なわれた。

この請願書およびバーデン邦議会における請願書をめぐる議論の一つの特徴は、請願書、請願書委員会、邦議会議員、政府のそれぞれが、専門家の意見に基づきながら、道徳問題を公衆衛生という科学の問題に帰し、それによってそれぞれの立場を正当化したことである。請願書のなかでは、娼婦の悲惨な状況が報告され、その改善策も提案されていたが、主に公的娼家が周辺の住民および社会秩序・公衆衛生へおよぼす悪影響について述べられ、二重道徳といった管理売春制度そのものの道徳性の問題から切り離そうとする姿勢が窺えた。また請願書委員会と請願書に賛同する邦議会の議員たちはいえ、彼らは売買春問題を二つの側面から捉える必要があると認識していた。すなわち、公的娼家の存在が社会道徳・公衆衛生におよぼす悪影響について

明らかにする一方で、女性たちが娼婦となる原因・諸事情についても言及したのである。彼らは請願書では取り扱われなかった内容についても検討し、娼婦を保護するために女性解放運動家たちが売買春問題に積極的に関与することに期待をかけていた。

請願書を支持する側とは反対に、政府と管理売春制度を支持した議員たちは、娼婦を、市民社会が求める母性的な女性像とは一線を画する、性病を蔓延させて社会秩序を脅かす加害者としてのみ理解し、彼女たちを社会から排除しようとした。だがその一方で、非道徳とされるような女性を生み出す管理売春制度を道徳・性病対策の側面から正当化するだけでなく、管理売春制度にとって欠かせない存在として、娼婦を再び社会の中へ組み込んでいったのである。こうして娼婦は、性的搾取と道徳的非難の二重の苦悩を抱えるに至ったのである。

以上、バーデン大公国で繰り広げられた売春撲滅闘争から、性道徳に固執し、生活空間から娼婦を排除することにより衛生・秩序を維持しようとした市民社会、および性病の広がりを最小限に抑えるために公的娼家の必要性を主張し続けたバーデン政府の保守的な一面がみえてくる。ここに、当時もっともリベラルな地域といわれたバーデン大公国の新たな一側面を垣間見ることができるとはではないか。

《注》

- (1) Vgl. Sybille Krafft, *Zucht und Unzucht. Prostitution und Sittenpolizei in München der Jahrhundertwende*, München 1996, S. 9-10.
- (2) Richard John Evans, *Prostitution, State and Society in Imperial Germany*, in: *Past and Present* 70., 1976, S. 119. レックス・ハインツェ事件に関しては、Vgl. Fritz Friedmann, *Die wahren Lehren des Heinze'schen Prozesses für Sitten- und Rechtspflege*, Berlin 1891; 日暮美奈子「1890年代ドイツにおけるキリスト教福音派系社会事業と婦女売買一婦女売買撲滅ドイツ国内委員会設立前史一」専修大学『専修史学』第44号、2008年、37-38頁を参照。

- (3) Vgl. Krafft, a.a.O., S. 82-83.
- (4) 多くの場合売買春は秘密裏に行われていたため、売買春産業に携わる人たちの証言、回想録、警察・裁判記録などの資料は、信憑性に欠ける場合があるとクラフトは指摘する。Vgl. Krafft, a.a.O., S. 11.
- (5) Regina Schulte, *Sperrbezirke. Tugendhaftigkeit und Prostitution in der bürgerlichen Welt*, Frankfurt am Main 1979, S. 114ff.
- (6) Cf. Evans, *Prostitution*, S. 126.
- (7) Krafft, a.a.O., S. 53, 234-235.
- (8) Petra Schmackpfeffer, *Frauenbewegung und Prostitution. Über das Verhältnis der alten und neuen deutschen Frauenbewegung zur Prostitution*, Oldenburg 1989, S. 83.
- (9) 川越修『社会国家の生成—20世紀社会とナチズム—』岩波書店、2004年、9-10頁を参照。川越氏は社会国家を、都市社会化と人口転換という新たな事態に対応すべく、その構成員を人的資源として捉え、労働、福祉、保健といった多様な領域でその維持ないし確保のための政策を展開する、20世紀型の国民国家と定義している。川越、前掲書、117頁。
- (10) 川越修『性に病む社会』89-102頁を参照。
- (11) 原田一美「近代ドイツの管理売春」大阪産業大学学会『大阪産業大学論集』1, 2002年、63-64頁；原田一美「ドイツにおける廃娼運動」『大阪産業大学産研叢書』16, 2001年、165-197も参照。
- (12) アラン・コルバン『娼婦』杉村和子監訳、藤原書店、1999年（初版1991年）、23-24頁。原書は、Alain Corbin, *Les Filles de Noce. Misère Sexuelle et Prostitution (19e et 20e Siècles)*, Paris 1978.
- (13) 前掲書、5, 12頁。
- (14) ヴィルヘルム時代の売買春状況については、拙稿「売買春のポリティックス：世紀転換期からヴァイマル期へ」『ドイツ近現代ジェンダー史研究入門』青木書店、2009年、p.218-226。も参照のこと。
- (15) *Brockhaus' Konversations-Lexikon*. Vierzehnte vollständig neubearbeitete Auflage. Neue Revidierte Jubiläums-Ausgabe, Band 13, Leipzig 1908, S.470-471.
- (16) 刑法180条：常習的にあるいは私利私欲から、売春を行なう機会を与えるあるいは調達する手助けをする者は、売春斡旋の廉で1カ月以上の懲役に処せられる。同時に150-6,000マルクまでの罰金、市民権の剥奪、ならびに保護観察の受け入れが言い渡される場合もある。酌量軽減すべき事情のあるときは、懲役刑が1日まで軽減されこともありえる。Frank, Reinhard, *Das Strafgesetz-*

buch für das Deutsche Reich, Leipzig 1901, S. 232.

刑法 361 条第 6 項：売春営業のために警察の監督下におかれている女性が、この点で衛生、公的秩序、公序良俗の保全のために公布された警察規定に違反する場合、あるいはそのような警察の監督下におかれることなく売春営業を行なう女性は、禁固刑に処せられる。Ebd., S. 465. 娼婦が管理下に置かれている場合、登録娼婦である場合は、売春営業を行なうことそれ自体は罪にならないと明記されている。Ebd., S. 469.

- (17) Krafft, a.a.O., S. 31.
- (18) Evans, Prostitution, S. 108; Vgl. Krafft, a.a.O., S. 36, 81, 86-87.
- (19) 女給と売春の関連性については、拙稿「ドイツ・ヴィルヘルム時代の女給問題—カミラ・イエリネックの女給運動を例に—」日本ドイツ学会編『ドイツ研究』, 第 42 号, 2008 年, 64-88 頁を参照; Vgl. Alfred Blaschko, *Die Prostitution im 19. Jahrhundert*, Berlin 1902, S. 10, 16; 川越修『性に病む社会』, 44-45 頁参照; Vgl. Krafft, Zucht, S. 114.
- (20) Krafft, a.a.O., S. 46.
- (21) Ebd., S. 36.
- (22) *Beilage zum Protokoll der 120. öffentlichen Sitzung der Zweiten Kammer vom 5. Juli 1904*, No. 68, S. 456; *Beilage zum Protokoll der 124. öffentlichen Sitzung der Zweiten Kammer vom 12. August*, No. 101, S. 427.
- (23) *Protokoll der 120. Sitzung*, S. 456; *Protokoll der 124. Sitzung*, S. 427. ここでは 24,000 マルクと表示されている。
- (24) Paul Kampffmeyer, *Die Prostitution als soziale Klassenerscheinung und ihre sozialpolitische Bekämpfung*, Berlin 1905, S. 33.
- (25) 世紀転換期, カフェ・キャバレー・パリエテ・バーなどの娯楽産業の出現と発展が売春構造を多様化させ、これにより売春が増加した。
- (26) *Protokoll der 120. Sitzung*, S. 455.
- (27) イギリスのジョセフィン・バトラーが展開した廃娼運動（売買春撲滅運動）にならい、ドイツでも 1890 年代半ば以降、市民層出身の急進的な女性解放運動家たちを中心にして廃娼運動がはじまった。同運動は、市当局・政党との協力を拒否したことから、運動の規模は拡大しなかったといわれる（1908 年の会員数は 1000 人弱）。
- (28) 署名した諸団体は、カトリック系・プロテスタント系自由主義者や保守主義者、「女子就労・女子教育」、「女性のための法律相談所」などの BDF 系の女性連盟、反アルコール連盟、多くの体操連盟、一連の職業連盟、鉄道・郵便・電報公務員、学生同盟アレマニアなどである。 *Amtliche Berichte über die*

Verhandlungen der Badischen Ständeversammlung der Ersten Kammer, No. 92, 12. 5. 1910, S. 268; Vgl. *Beilage zum Protokoll der 94. Sitzung der öffentlichen Sitzung der Zweiten Kammer vom 13. Juni 1910*, No. 76, S. 541-554.

- (29) Ebd., S. 451-453; *Protokoll der 94. Sitzung*, S. 525.
- (30) Großherzoglichen Statistischen Landesamt (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch*, 1915, S. 39.
- (31) Frauenbeauftragten der Stadt Mannheim, in: *Stadt ohne Frauen?*, S. 94.
- (32) General Landesarchiv Karlsruhe (以下, GLA KA) 231/7998: Badischer Landtag II. Kammer Polizei 1907/8. 同年, 邦都カールスルーエの逮捕数は250人(バーデン全体の約28.1%), 公娼数183人(約30.4%)であった。
- (33) しかし1904年以降公的娼家の撤廃を求める請願書が女性運動のみならず他の社会改革連盟からも提出されなかった理由については, さらに追究する必要がある。
- (34) デンマーク法は, 猥褻行為に対する警察の監視・介入の廃止(条件・方法を伴わない場合), 猥褻な行為を行なった者・娼家の所有者・斡旋業者に対する刑罰の強化, 公的娼家の撤廃, 性病に対する厳格な管理などの内容を含んでいた。Vgl. *Protokoll der 94. Sitzung*, S. 547.
- (35) Ebd., S. 535-536, 543-547.
- (36) *Protokoll der 124. Sitzung*, S. 429-430; *Protokoll der 94. Sitzung*, S. 549-551.
- (37) Susanne Asche, et al., *Karlsruher Frauen 1715-1945: Eine Stadtgeschichte*, Karlsruhe 1992, S. 490.
- (38) Vgl. Kerstin Lutzer, *Der Badische Frauenverein 1859-1918, Rotes Kreuz, Fürsorge und Frauenfrage*, Stuttgart 2002, S. 158, 175.
- (39) *Protokoll der 94. Sitzung*, S. 552-554.
- (40) *Protokoll der 120. Sitzung*, S. 458.
- (41) *Protokoll der 94. Sitzung*, S. 555-556; GLA KA, 231/8002, Landstände des Großherzogthums Baden Großh. II. Kammer. Polizei. Badisches Ministerium des Innern No. 7630, Karlsruhe den 2. März 1910.
- (42) *Protokoll der 94. Sitzung*, S. 527-528, 557-559.
- (43) *Protokoll der 120. Sitzung*, S. 459.
- (44) *Protokoll der 94. Sitzung*, S. 529-533.
- (45) Ebd., S. 538-539
- (46) Ebd., S. 533-540.
- (47) *Amtliche Berichte*, No. 92, S. 267-271; Vgl. *Protokoll der 94. Sitzung*, S.

- 541-554; GLA KA233/32128 Bericht der Petitions-Kommission der Ersten Kammer über die Petitionen der verschiedenen Heidelberger, Freiburger und Karlsruher Vereine wegen Regelung der Prostitution. Erstattet von Geheimem Kirchenrat Dr. Troeltsch, in: *Beilage zum Protokoll der 8. Sitzung der Ersten Kammer, vom 9. April 1910*, Nr. 44, S. 3.
- (48) *Amtliche Berichte*, No. 92, S. 271-273.
- (49) Ebd., S. 273-274.
- (50) Ebd., S. 274-278.
- (51) Ebd., S. 278-279.
- (52) Ebd., S. 280-282; Vgl. GLA KA 231/8009 Landstände des Großherzogthums Baden, II. Kammer. Polizei. Karlsruhe, im Juni 1914 (Betlag: Prot. 23. Juni 1914).
- (53) 上院議員と異なり下院議員は、1904年以降、普通・直接・秘密選挙により選出されることになった。1年以上バーデン市民である25才以上の男性が選挙権を取得している。Vgl. Hans Fenske, *175 Jahre badische Verfassung*, Stadt Karlsruhe—Stadtarchiv (Hrsg.), Karlsruhe 1993, S. 73.
- (54) *Amtliche Berichte über die Verhandlungen der Badischen Ständeversammlung der Zweiten Kammer, vom 7. Juli 1910*, No. 133, S. 2650.
- (55) Ebd., S. 2649-2651.
- (56) *Amtliche Berichte*, No. 133, S. 2652.
- (57) Ebd., S. 2654-2656, 2658-2659.
- (58) Ebd., S. 2656-2657.
- (59) Ebd., S. 2657-2658.
- (60) Ebd., S. 2658-2659.
- (61) *Protokoll der 94. Sitzung*, S. 526.
- (61) ヨアヒム・シュレーア『大都会の夜 パリ・ロンドン・ベルリン—夜の社会史』平田達治他訳、鳥影社、2003年、187頁を参照。Joachim Schlör, *Nachts in der großen Stadt. Paris, Berlin, London 1840-1930*, Düsseldorf/ Zürich 1991.